

令和4年度第2回広島高速道路公社入札監視委員会 議事の概要

開催日	令和5年2月3日(金) 14:00~16:00
場所	広島高速道路公社 1階 会議室
出席委員	内田委員(委員長)、半井委員、松本委員
議題	<p>議事1 入札及び契約手続の運用状況等の報告について</p> <p>議事2 抽出事案について</p> <p>(1) 令和4年度 広島高速5号線温品JCT下部工事 (2) 県道広島海田線2期新大洲橋架替工事(その4) (3) 広島高速5号線(C・Dランプ)騒音予測その他業務 (4) 広島高速5号線(拡幅部)上部工詳細設計業務</p>
抽出事案の 審議対象期間	令和4年4月1日から令和4年9月30日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による 意見の具申等	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担当部署	広島高速道路公社 総務部総務課経理係 082-508-6848

報告内容									
議事 1 入札及び契約手続きの運用状況の報告について									
○ 入札方式別の発注件数は次のとおり									
区 分	一般競争			指名競争			随意契約		計(件)
	件数	うち 総合評価	うち 低入札	件数	うち 総合評価	うち 低入札	件数	うち公募 型アロー ガル方式	
建設工事	8	8	1	0	0	0	0	0	8
測量・建設コンサル タント等業務	8	7	0	0	0	0	5	3	13
計(件)	16	15	1	0	0	0	5	3	21
○ 低入札価格調査を行った件数は1件									
○ 指名停止措置を行った件数は2件									
措置理由				件数	対象業者数	措置期間			
競売入札妨害				2	3	4か月			
○ 入札・契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札・契約事務に係る働きかけ等については該当なし									

報告内容	
議事 2 抽出事案について	
○ 抽出事案 1 令和4年度 広島高速5号線温品JCT下部工事	
意見・質問	回答
○ 予定価格は開示されているのか。	● 事後公表である。
○ 総合評価の方法は公表しているのか。	● 公告で公表している。
○ 評価項目の中で、得点がゼロの項目がある場合、マイナスの評価になるのか。	● 得点を加算していく方式であるため、ゼロの項目があってもマイナスになることはない。
○ 2者が入札辞退となっているが、どのタイミングで辞退したのか。	● 1者は入札書到達期限日の5日前、もう1者は1日前に辞退届の提出があった。
○ 技術提案の評価項目のうち、今回のようなコンクリートの品質や耐久性といった提案内容について、公社の技術者が判断しているのか。	● 評価項目については、発注担当課が作成したものを技術管理課でチェックし、学識経験者に意見照会している。その後、公社の全部長で構成する企画調査部会において審議し、評価項目を決定している。 また、提出された技術提案書の評価についても評価項目決定時と同様に、学識経験者に意見聴取した後、企画調査部会において評価内容を審議し、落札候補者を決定している。

意見・質問	回答
<p>○ 複数応札でありながら落札率が高めになっている理由として考えられることはあるか。</p> <p>○ 今回は高額で難易度の高い案件であるが、大手のゼネコン以外の地元企業が応札している。高額案件は応札者が多い傾向にあるのか。</p>	<p>● 積算基準や資材単価について公表しており、公社の積算と同程度の積算が可能であることから、高い落札率となったものと推察している。</p> <p>● 地元であっても下部工事の経験がある業者であれば、技術的に応札可能である。また、大手ゼネコンは全国展開であることから、同時期に発注される公社以外の工事も含めて選択するため、地元企業の応札者が多くなったと考える。</p> <p style="text-align: right;">(建設部長、建設第二課課長補佐)</p>

報告内容	
議事 2 抽出事案について	
○抽出事案 2 県道広島海田線 2 期新大洲橋架替工事 (その 4)	
意見・質問	回答
<p>○ 1 者が入札辞退となっているが、どのタイミングで辞退したのか。</p> <p>○ 総合評価落札方式の場合、2 者のうち 1 者が辞退して、1 者のみとなっても入札は無効にならないのか。また、入札回数が 2 回であるが、1 回目で価格超過の場合、再度公告しないのか。</p> <p>○ 総合評価の内容が他の案件と異なるが工事の種類によって違うのか。</p> <p>○ 当該工事は県道の工事であるが、公社が発注している理由は。</p> <p>○ 工事を分割している理由は。</p> <p>○ 応札者を増やす工夫の余地はあるか。</p>	<p>● 入札日の 2 日前に辞退届の提出があった。</p> <p>● 無効にはならない。1 者でも総合評価落札方式で評価する。 1 回目が価格超過の場合、2 回目の入札を行う旨を公告に掲載している。</p> <p>● 総合評価落札方式は、技術的工夫の余地の大小により簡易型、標準型、高度技術提案型に分類されている。</p> <p>● 大州出入口への交通を処理するためには県道広島海田線の拡幅が必要となり、そのためには近接する橋梁の架替えを行わなければならないため、広島県との協議の結果、県の事業を受託する形で、公社が一体的に工事を行うこととなった。</p> <p>● 河川内の工事であることから非出水期に完了する必要がある。発注規模が大きくなると最初の非出水期期間中に工事が完了せず、次の非出水期まで工事を一時中断しなければならないため工期が長くなること、また、その間も技術者は拘束されることになるため、その年の非出水期で完了できる規模で発注している。</p> <p>● 対象の入札参加資格者数を増やすために、客観点数を直近上位も含めて対象業者の範囲を広げている。</p>

意見・質問	回答
○ 入札辞退の理由を聞いておくべきではないか。	● 相手方に明確な辞退理由を求めるのは難しい。  (建設部長、建設第二課課長補佐)

報告内容	
議事2 抽出事案について	
○抽出事案3 広島高速5号線(C・Dランプ)騒音予測その他業務	
意見・質問	回答
○ 応札者が9者と多かった理由は。	● 道路や橋梁の詳細設計業務と比べ、比較的難易度が低いと考えられることから、競争性が働いたのではないかと推察する。
○ 総合評価の価格評価点よりも技術評価点のウエイトが高いようであるがどうか。	● 企業側としても技術的な評価にウエイトを置いていると思われるので、この評価方法についてある程度の妥当性があると考えている。  (技術管理課長、建設第二課課長補佐)

報告内容	
議事2 抽出事案について	
○抽出事案4 広島高速5号線(拡幅部)上部工詳細設計業務	
意見・質問	回答
○ 公募型プロポーザル方式は、これまでの施工実績などが選定基準となっているのか。	● 会社の運用方針としては、まず参加資格を満たす者から参加表明を受ける。次に提出された施工実績等から技術提案書の提出を求める3~5者を選定する。最後に、提出された技術提案書を評価をして1者に特定するという流れである。
○ 技術提案書の評価について、技術者の経歴などの評価と、特定テーマに対する技術提案の評価は担当を分けて行っているのか。	● 技術者の経歴の評価は発注担当課が機械的に確認している。また、技術提案書の評価は匿名の形で、発注担当課の技術者だけでなく、他部署の技術者も加わり判断している。会社の全部長で構成する企画調査部会において審議することで透明性を図っている。
○ プロポーザル方式の対象として、「業務の内容が技術的に高度なもの」と「専門的な技術が要求されるもの」とあるが、どのような業務か。	● 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案などは技術的に高度なもの、環境影響調査、広報計画調査のような経験を必要とする業務は専門的な技術が要求されるものと考えている。  (建設部長、技術管理課長)